

21 鳥獣被害防止総合対策事業

【3,003(2,800)百万円】

対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.5倍、ニホンジカは2.2倍、ニホンザルは1.6倍、カワウは4.0倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要です。

政策目標

野生鳥獣による農作物等被害の軽減

<内容>

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。

特に、以下の対策を重点的に推進します。

(1) ソフト対策

- ① 捕獲の担い手育成のための狩猟免許講習会
- ② 安全で効果的な捕獲に役立つ箱わななど、捕獲機材の導入
- ③ わなによる捕獲の確認作業を軽減する遠隔監視システムの導入
- ④ 犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証
- ⑤ 限界集落におけるNPO等による被害防止活動への支援
- ⑥ 鳥獣を農地に近づきにくくさせる緩衝帯の整備
- ⑦ 広葉樹の植栽等による鳥獣の生息環境の整備 等

(2) ハード対策

- ① 地域が一体となった侵入防止柵等の整備
- ② 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備 等

〔補助率：定額、1／2以内等〕
〔事業実施主体：地域協議会等〕

[お問い合わせ先：生産局農業生産支援課（03-3591-4958(直)）]

鳥獣被害防止総合対策事業

3,003(2,800)百万円

○鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画等に基づく、捕獲等の個体数調整、防護柵の設置等の被害防除、緩衝帯の整備等の生息環境管理の取組等をソフト・ハード両面から総合的に支援

I 地域における被害防止活動への支援

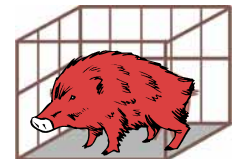
1 ソフト対策

【事業内容】

- 捕獲の担い手育成のための狩猟免許講習会
- 安全で効果的な箱わな等、捕獲機材の導入
- 画像によるわなの捕獲監視システムの導入
- 犬(モンキー犬)等を活用した追い払い
- 鳥獣の生息状況調査
- 捕獲技術や被害防除の研修
- 被害防除技術の実証
- NPO等による被害防止活動への支援
- 牛の放牧や林木伐採等により鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の整備
- 鳥獣を呼び寄せる原因となる放任果樹等の除去
- 広葉樹の植栽等による鳥獣の生息環境の整備 等



狩猟免許講習会



捕獲機材の導入



モンキー犬

【事業実施主体】 地域協議会

【補助率等】

定額(市町村当たり200万円以内又は別に定める単価以内ほか)



緩衝帯の整備

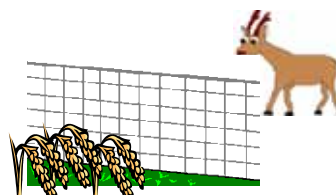
2 ハード対策

【事業の内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設の整備
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備

【事業実施主体】 地域協議会、地方公共団体等

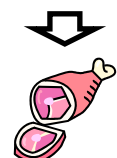
【補助率等】 1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)



侵入防止柵の整備



処理加工施設の整備



II 人材の育成等

【事業内容】

- 被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成のための研修
- 捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成

【事業実施主体】 民間団体

【補助率等】 定額



人材育成のための研修